

(4) 物資の調達、供給

ア 物資の調達、集積、輸送等

調査の結果	説明図表番号
<p>(東日本大震災の教訓)</p> <p>防災基本計画（平成20年2月）において、地方公共団体は、大規模な地震が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとされていた。また、発災時、被災地方公共団体は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の地方公共団体等によって調達され、引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとされ、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び総務省）又は非常本部等に物資の調達を要請するものとされていた。</p> <p>東日本大震災においては、被災直後、被災地方公共団体では著しく行政機能が低下し、通信途絶に陥っていたことから、国において、被災者に必要な物資に関する情報を得ることができなかつたため、被災地方公共団体の自助努力のみでは物資の調達が困難と判断し、国による物資の調達・支援スキームを構築し、県の集積拠点に、食料、水、毛布等の緊急的に必要となる生活支援物資を搬送した。</p> <p>防災対策推進検討会議資料では、東日本大震災時の物資供給の教訓として、物資集積拠点の不足等により円滑な輸送活動ができなかつたことから、物資集積拠点の計画的配置、確保が必要とされ、また、物資集積拠点での在庫・配送管理が不十分であったことから、物資集積拠点での一連の流れを機能させるため民間のロジスティクス人材の活用が必要であるとされている。さらに、発災直後、被災地からの要請がなくても国や他の地方公共団体が物資を確保し送り込む、いわゆる「プッシュ型」の物資確保・輸送（以下「プッシュ型支援」という。）を円滑かつ確実にを行う体制を構築することが必要であるとされている。</p> <p>また、防災対策推進検討会議最終報告では、i) 支援物資の供給に際しては、専門性を有する民間事業者等との連携及び民間事業者の物流施設の活用により、迅速かつ効率的な実施を図るべき、ii) 被災地からの要請がなくても支援物資を確保し、送り込むプッシュ型支援を円滑かつ確実に実施すべきであり、その運用について、国は、供給の仕組みの整備と併せて、どの程度の種類と量をどこに送り込むのかの判断基準をあらかじめ整理して、地方公共団体と認識を共有し、受入側となる地方公共団体は、集積拠点の開設や民間事業者への連絡・要請等における役割分担など、具体的な行動をあらかじめ定めるべきであるとされている。</p>	<p>図表2-(4)-ア-①</p> <p>図表2-(4)-ア-②</p> <p>図表2-(4)-ア-③</p> <p>図表2-(4)-ア-④</p>
<p>(東日本大震災を踏まえた国の取組)</p> <p>① 平成24年9月の防災基本計画の修正において、i) 物資集積拠点の確保については、地方公共団体が災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき施設の把握対象として集積拠点が追加され、また、ii) 民間事業者の活用については、支援物資の管理・輸送等民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務について、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用すること及び</p>	<p>図表2-(4)-ア-①（再掲）</p>

<p>必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図ることが追加された。</p> <p>② プッシュ型支援については、平成23年12月の防災基本計画の修正において、発災直後から一定期間は、要請を待たずに食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みを国があらかじめ構築することが追加され、また、24年6月の災害対策基本法の改正において、市町村等からの要請等を待たずとまがないと認められるときは、都道府県又は国が要請等を待たず、自らの判断で物資等を供給できることが追加された。</p> <p>今回、平成25年3月末現在の地方公共団体における物資の受入体制の整備状況、物資の輸送手段の確保状況等を調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p>(7) 物資の受入体制の整備状況</p> <p>① 調査した44都道府県のうち、物資集積拠点を選定しているものは、35都道府県(79.5%)となっている。</p> <p>実地調査した29都道府県及び168市町における物資集積拠点を選定状況をみると、i) 物資集積拠点を選定しているものは23都道府県(79.3%)及び133市町(79.2%)、ii) 選定中のものが3都道府県(10.3%)及び5市町(3.0%)、iii) 未選定のものが3都道府県(10.3%)及び30市町(17.9%)となっている。</p> <p>未選定の3都道府県では、その理由について、市町村が物資集積拠点を選定するためなどとしており、未選定の30市町では、その理由について、災害発生時の状況に応じて、物資集積拠点を選定することとしているためなどとしている。</p> <p>② 物資集積拠点を選定している23都道府県及び133市町における物資集積拠点としての施設の利用に関する民間事業者等との協定の締結状況をみると、i) 協定を締結しているものは16都道府県(69.6%)及び37市町(27.8%)、ii) 協議中のものが2都道府県(8.7%)及び3市町(2.3%)、iii) 未締結のものが5都道府県(21.7%)及び93市町(69.9%)となっている。</p> <p>未締結の5都道府県及び93市町では、その理由について、既存の公共施設等を利用することとしているためなどとしている。</p> <p>③ 物資集積拠点を選定している23都道府県及び133市町における物資集積拠点の管理・運営に関する民間事業者との協定の締結状況をみると、i) 協定を締結しているものは19都道府県(82.6%)及び10市町(7.5%)、ii) 未締結のものは4都道府県(17.4%)及び123市町(92.5%)となっている。</p> <p>未締結の4都道府県及び123市町では、その理由について、管理・運営は職員が対応することとしているためなどとしている。</p> <p>(4) 物資の輸送手段の確保状況</p> <p>実地調査した29都道府県及び168市町における災害時の物資の輸送に関する民間事業者との協定の締結状況をみると、i) 協定を締結しているものは29都道府県(100%)及び80市町(47.6%)、ii) 協議中のものは2市町(1.2%)、iii) 未締結のものは86</p>	<p>図表2-(4)-7-⑤</p> <p>図表2-(4)-7-⑥</p> <p>図表2-(4)-7-⑦、⑧</p> <p>図表2-(4)-7-⑨</p> <p>図表2-(4)-7-⑩、⑪</p> <p>図表2-(4)-7-⑫</p> <p>図表2-(4)-7-⑬</p>
--	--

<p>市町（51.2%）となっている。</p> <p>未締結の86市町では、その理由について、i) 物資の輸送は公用車や職員により対応することとしているため、ii) 協定の締結の有無に関係なく災害時には運送事業者の協力が得られるため、iii) 都道府県がトラック協会等と物資の輸送に関する協定を締結しており、市町が協定を締結する必要がないためなどとしている。</p> <p>なお、実地調査した29都道府県及び168市町の中には、災害時の物資の輸送に当たって、トラック協会と協定を締結しているが、災害時に大型車両が通行できない場合を想定して、災害時の物資輸送について協力を得られる軽貨物自動車の所有者等の事前登録を行っている例がみられた。</p>	<p>図表2-(4)-7-⑭</p> <p>図表2-(4)-7-⑮</p>
<p>(ウ) 物資の調達、集積及び輸送に関する訓練の実施状況</p> <p>実地調査した29都道府県及び168市町における物資の調達、集積及び輸送に関する訓練の実施状況をみると、訓練を実施している地方公共団体は、平成22年度に23都道府県（79.3%）及び66市町（39.3%）であったものが、24年度は28都道府県（96.6%）及び87市町（51.8%）と増加している。一方、実地調査した地方公共団体の中には、平成22年度から24年度までの3年間に一回も訓練を実施していないものが1都道府県（3.4%）及び72市町（42.9%）みられた。</p> <p>上記1都道府県及び72市町では、その理由について、避難訓練などの他の訓練を優先して実施しているためなどとしている。</p> <p>なお、実地調査した29都道府県及び168市町の中には、訓練を実施することにより、物資の調達、集積及び輸送体制についての課題を把握し改善に向けた取組を検討している例や東日本大震災の教訓を踏まえ従来の総合防災訓練の内容を見直し、実施している例がみられた。</p>	<p>図表2-(4)-7-⑯</p> <p>図表2-(4)-7-⑰</p> <p>図表2-(4)-7-⑱、㉑</p>
<p>(イ) 大規模災害時における物資の調達、集積及び輸送に係る課題等</p> <p>実地調査した地方公共団体からは、国に対し、i) 物資集積拠点の整備については、市町村単位で行うよりも広域的に行った方が効率的かつ効果的であるため、国において災害発生時に備えた物流体制について整理した上で、地方公共団体の役割を示してほしい、ii) 大規模災害が発生した場合、被災地方公共団体は様々な災害対応をとる必要があるため、国が主導して、国、都道府県及び市町村の役割分担を明確化し、被災地方公共団体に代わって物資の調達等がカバーできる体制を構築してほしい、iii) 大規模かつ広域な災害が発生した場合には、被災地のみの対応は困難となる可能性があり、国が中心となった広域支援の在り方について検討してほしいなどの意見・要望が聴かれた。</p> <p>さらに、国が行うプッシュ型支援について、i) 国がプッシュ型支援に当たって、物資を都道府県の広域集積拠点に運ぶのか、市町村の集積拠点に運ぶのか明確に示してほしい、ii) プッシュ型支援の受入れに当たっては、市町村において物資集積所の開設場所を検討する必要がある、国から被災市町村に救援物資を送る場合の輸送手段や方法を具体的に示してほしい、iii) 国や都道府県がどのような支援をするのが決ま</p>	<p>図表2-(4)-7-⑳</p> <p>図表2-(4)-7-㉑</p>

<p>っておらず、市町村においてもどのように対応したらよいか不明であるので、スキームを明確化してほしい、iv) プッシュ型支援が実施される場合の条件やプッシュ型支援を受け入れるために事前にどのような整備をしておくべきか示してほしいなどの意見・要望が聴かれた。</p>	
---	--

区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
	<p data-bbox="319 548 590 593">4 緊急輸送活動関係</p> <p data-bbox="319 593 861 985">○ 地方公共団体は、<u>災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港、飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）について把握するものとする。</u>また、国及び地方公共団体は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。</p> <p data-bbox="319 1064 861 1512">○ 地方公共団体は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるものとする。また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の<u>必要な機材</u>については、必要に応じ、当該地に備蓄するよう努めるものとする。</p> <p data-bbox="319 1590 861 1825">○ 国〔農林水産省、国土交通省、消防庁〕及び地方公共団体は、緊急時における輸送の重要性に<u>かんがみ</u>、緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設及び輸送拠点については、特に耐震性の確保に配慮するものとする。</p> <p data-bbox="319 1870 861 2027">○ 国及び地方公共団体は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、<u>運送事業者等と協定を締結する</u>など体制の整備に努めるものとする。</p>	<p data-bbox="909 235 1436 515">等が行えるように努めるものとする。民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、国、地方公共団体等は、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</p> <p data-bbox="893 548 1165 593">4 緊急輸送活動関係</p> <p data-bbox="893 593 1436 1030">○ 地方公共団体は、多重化や代替性を考慮しつつ、<u>災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港、飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）・集積拠点</u>について把握・点検するものとする。また、国及び地方公共団体は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。（平成24年9月修正）</p> <p data-bbox="893 1064 1436 1512">○ 地方公共団体は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるものとする。また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の機材について、必要に応じ、当該地に備蓄するよう努めるものとする。 （平成24年9月修正）</p> <p data-bbox="893 1590 1436 1825">○ 国〔農林水産省、国土交通省、消防庁〕及び地方公共団体は、緊急時における輸送の重要性に<u>鑑み</u>、緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設及び輸送拠点については、特に耐震性の確保に配慮するものとする。（平成24年9月修正）</p> <p data-bbox="893 1870 1436 2027">○ 国及び地方公共団体は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。（平成24年9月修正）</p>

区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
	<p>(平成 24 年 9 月新設)</p> <p>(平成 24 年 9 月新設)</p> <p>6 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動関係</p> <p>○ 地方公共団体は、大規模な地震が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。</p> <p>○ 国〔農林水産省、厚生労働省、経済産業省、総務省〕は、食料、水及び医薬品等生活必需品並びに通信機器等の物資の備蓄又は調達体制の整備を行うものとする。</p>	<p>○ 国及び地方公共団体は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。</p> <p>○ 国及び地方公共団体は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。</p> <p>6 物資の調達、供給活動関係</p> <p>○ 地方公共団体は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくものとする。</p> <p>○ 地方公共団体は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。</p> <p>○ 国〔経済産業省等〕は、生活必需品等の物資のうち、生産拠点が被災することなどにより供給不足に陥るおそれのあるものについて、地方公共団体及び一般消費者への情報提供に努めるものとする。</p> <p>(平成 23 年 12 月及び 24 年 9 月修正)</p> <p>○ 物資関係省庁〔農林水産省、厚生労働省、経済産業省、総務省〕は、食料、飲料水、医薬品及び燃料等生活必需品並びに通信機器等の備蓄又は調達体制の整備を行うものとする。</p>

区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
	<p data-bbox="478 190 686 235">東日本大震災前</p> <p data-bbox="319 313 861 627">○ 国〔農林水産省、経済産業省〕は、下記の物資について、調達体制の整備に特段の配慮をすることとし、その調達可能量については毎年度調査するものとする。 食料…精米、即席めん、おにぎり、弁当、パン、缶詰、育児用調製粉乳 生活必需品…<u>下着、毛布、作業着、タオル、エンジン発電機、卓上コンロ、ボンベ</u></p> <p data-bbox="319 873 590 907">(平成 23 年 12 月新設)</p> <p data-bbox="319 1187 590 1220">(平成 23 年 12 月新設)</p> <p data-bbox="319 1545 861 1668">第 2 章 災害応急対策 第 6 節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動</p> <p data-bbox="319 1668 861 1702">(2) 地方公共団体による物資の調達、供給</p> <p data-bbox="319 1702 861 1870">○ 被災地方公共団体は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の地方公共団体等によって調達され引渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。</p> <p data-bbox="319 1948 861 2060">○ 被災地方公共団体及び各省庁は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、物資関係省庁〔厚生労働省、農林水</p>	<p data-bbox="1053 190 1260 235">東日本大震災後</p> <p data-bbox="973 235 1404 268">(平成 23 年 12 月及び 24 年 9 月修正)</p> <p data-bbox="877 313 1420 784">○ 国〔農林水産省、経済産業省〕は、下記の物資について、調達体制の整備に特段の配慮をすることとし、その調達可能量については毎年度調査するものとする。 食料…精米、即席めん、おにぎり、弁当、パン、缶詰、<u>レトルト食品、包装米飯、育児用調製粉乳、飲料水（ペットボトル）</u> 生活必需品…毛布、<u>小型エンジン発電機、カセットこんろ、カートリッジボンベ、土のう袋、ブルーシート、懐中電灯（電池を含む。）、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、仮設トイレ</u></p> <p data-bbox="973 795 1404 828">(平成 23 年 12 月及び 24 年 9 月修正)</p> <p data-bbox="877 873 1420 1142">○ 国及び都道府県は、災害の規模等に鑑み、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、<u>供給の仕組みの整備</u>を図るものとする。 (平成 24 年 9 月修正)</p> <p data-bbox="877 1187 1420 1500">○ 国は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻痺等により、被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに避難場所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みを、<u>あらかじめ構築</u>するものとする。(平成 24 年 9 月修正)</p> <p data-bbox="877 1545 1420 1624">第 2 章 災害応急対策 第 6 節 物資の調達、供給活動</p> <p data-bbox="877 1668 1420 1702">(2) 地方公共団体による物資の調達、供給</p> <p data-bbox="877 1702 1420 1870">○ 被災地方公共団体は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の地方公共団体等によって調達され引渡された物資について、被災者への供給を行うものとする。 (平成 24 年 9 月修正)</p> <p data-bbox="877 1948 1420 2060">○ 被災地方公共団体は、供給すべき物資が不足し、調達する必要があるときは、物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済</p>

区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
	<p data-bbox="343 237 863 309">産省、経済産業省、総務省] 又は非常本部等に物資の調達を要請するものとする。</p> <p data-bbox="335 398 582 427">(平成 24 年 9 月新設)</p> <p data-bbox="320 757 628 786">(3) 物資関係省庁の活動</p> <p data-bbox="335 797 582 826">(平成 24 年 9 月新設)</p> <p data-bbox="335 1039 582 1068">(平成 24 年 9 月新設)</p> <p data-bbox="335 1281 582 1310">(平成 24 年 9 月新設)</p> <p data-bbox="335 1523 582 1552">(平成 24 年 9 月新設)</p> <p data-bbox="335 1765 582 1794">(平成 24 年 9 月新設)</p>	<p data-bbox="916 237 1433 349">産業省、総務省、消防庁] に対し、又は非常本部等に対し、物資の調達を要請するものとする。(平成 24 年 9 月修正)</p> <p data-bbox="888 398 1433 707">○ 被災都道府県は、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する物資を確保し輸送するものとする。</p> <p data-bbox="888 757 1278 786">(3) 国による物資の調達、供給</p> <p data-bbox="888 797 1433 987">○ 国は、支援物資のニーズ情報が得られる被災地については、物資の内容、引渡し場所等を迅速に把握し、政府内で共有の上、支援を開始できる体制を整えるものとする。</p> <p data-bbox="888 1039 1433 1386">○ 国は、被災地方公共団体が、被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては、被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、被災地方公共団体に対し、物資の供給を確保し、輸送を開始するものとする。その際に、引き渡し場所より先の各避難所までの配送体制の確保状況等に留意するものとする。</p> <p data-bbox="888 1438 1433 1628">○ 国は、被災地からの要請がない中で、被災地方公共団体に対し、物資の供給を開始した場合は、現地の配送状況等を考慮し、早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮するものとする。</p> <p data-bbox="888 1680 1433 1946">○ 国は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。</p> <p data-bbox="888 1998 1433 2060">○ 国は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いの</p>

区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農林水産省は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、政府所有米穀等の供給を行うほか、関係業界団体等の協力<u>を得る</u>等により、その供給の確保を図るものとする。 ○ 経済産業省は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、生活必需品について、関係業界団体の協力<u>を得る</u>等により、その供給の確保を図るものとする。 ○ 物資の輸送について、非常本部等及び緊急輸送関係省庁は輸送手段の優先的な確保<u>などの配慮</u>を行うものとする。 	<p>に上述の要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農林水産省は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、政府所有米穀等の供給を行うほか、関係業界団体等の協力等により、その供給の確保を図るものとする。 (平成 24 年 9 月修正) ○ 経済産業省は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、生活必需品について、関係業界団体の協力等により、その供給の確保を図るものとする。(平成 24 年 9 月修正) ○ 物資の輸送について、非常本部等及び緊急輸送関係省庁は輸送手段の優先的な確保<u>等</u>の配慮を行うものとする。 (平成 24 年 9 月修正)
内閣府防災業務計画	<p>第 2 編 震災対策編 第 1 章 災害予防 第 1 節 地震災害に備えた施策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政策統括官（防災担当）は、<u>大規模地震について、予防対策から災害発生後の対応までを含めたマスタープランである対策大綱、災害発生時における関係機関の取るべき行動を示した応急対策活動要領、発災後速やかに被災地外での物資調達を行い、被災地へ搬送するための具体的な活動内容に係る計画について、関係行政機関、関係指定公共機関及び関係地方公共団体の協力を得つつ整備・充実を図るとともに、その実施を推進する。</u> <p>(平成 25 年 10 月第 4 節新設)</p>	<p>第 2 編 災害対策編 第 1 章 災害予防 第 2 節 災害応急対策、災害復旧・復興への備え 2 活動マニュアル等の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政策統括官（防災担当）は、<u>首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震等の想定される大規模地震発生時における消防、警察、自衛隊、DMAT 等関係機関の取るべき行動や物資の調達及び被災地への搬送等についての具体的な活動内容に係る計画について、関係行政機関、関係指定公共機関及び関係地方公共団体の協力を得つつ整備・見直し・充実等</u>を図る。 (平成 25 年 10 月修正) <p>第 4 節 企業防災等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政策統括官（防災担当）は、国及び地方公共団体と企業等との間での協定締結の促進に努める。特に、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、民間事業者のノウハウや能力等を活用できる

区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
消防庁防災業務計画	<p>第2編 防災に関しとるべき措置（基本対策編）</p> <p>第4章 災害予防 第8節 災害の未然防止及び災害応急対策への備え 8 物資等の確保 (2) 地方公共団体における物資等の確保 ○ 地方公共団体における備蓄倉庫の整備を促進するとともに、水、食料、生活必需品、応急対策に必要な物資・資機材等の備蓄及び調達について<u>指導及び支援</u>を行う。</p> <p>第5章 災害応急対策 第4節 災害応急対策の実施 7 物資等の調達・供給活動の実施 (1) 物資等の調達・供給の円滑化 ○ 物資等の調達・供給が円滑に実施されるよう<u>指導</u>を行うとともに、被災地以外の地方公共団体からの物資等の支援について、政府本部及び関係省庁と連携を図りつつ、現地における需要及び支援状況等の把握並びに連絡調整を行う。</p> <p>(平成24年11月(3)新設)</p> <p>第4編 地域防災計画の作成の基準（基本対策編）</p> <p>第7章 災害応急対策 第4節 災害応急対策の実施 6 物資等の調達、供給活動 (1) 物資等の調達・供給の円滑化 他の地方公共団体、民間、国の機関等からの調達も勘案しつつ、供給する物資等の種類や対象者等など物資の供給方法、調達</p>	<p>よう協定の締結を促進する。</p> <p>第II部 消防庁における防災に関しとるべき措置 第1編 基本対策編 第3章 災害予防 第7節 災害の未然防止及び災害応急対策への備え 8 物資等の確保 (2) 地方公共団体における物資等の確保 ○ 地方公共団体における備蓄倉庫の整備を促進するとともに、水、食料、生活必需品、応急対策に必要な物資・資機材、<u>燃料</u>等の備蓄及び調達について<u>助言等</u>を行う。 (平成24年2月修正)</p> <p>第4章 災害応急対策 第3節 災害応急対策の実施 7 物資等の調達・供給活動の実施 (1) 物資等の調達・供給の円滑化 ○ 物資等の調達・供給が円滑に実施されるよう<u>必要に応じ助言等</u>を行うとともに、被災地以外の地方公共団体からの物資等の支援について、政府本部及び関係省庁と連携を図りつつ、<u>必要に応じて</u>現地における需要及び支援状況等の把握並びに連絡調整を行う。(平成24年2月修正)</p> <p>(3) 災害応急対策必要物資の確保 ○ 被災地方公共団体が、被災者のニーズの把握や物資等の支援要請を行うことが困難な場合においては、政府本部、関係省庁、総務省内部部局及び関係団体と連携しつつ、被災地方公共団体に対する災害応急対策必要物資の供給を確保するため、必要に応じて連絡調整を行う。</p> <p>第III部 地方公共団体における地域防災計画の作成の基準 第1編 基本対策編 第7章 災害応急対策 第3節 災害応急対策の実施 6 物資等の調達、供給活動 (1) 物資等の調達・供給の円滑化 (同左)</p>

区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
	<p>方法について定めること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(平成 24 年 11 月 (3) 新設)</p> <p>7 緊急輸送対策 緊急輸送の円滑な実施を図るため、交通の確保、輸送手段及び輸送拠点施設の確保等について定めること。(以下、略)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) 災害応急対策必要物資の受入れ 災害応急対策必要物資への適切な対応を行うため、あらかじめその仕分けと配給方法などについて定めること。</p> <p>7 緊急輸送対策 (同左)</p>
農林水産省防災業務計画	<p>第 2 編 震災対策編 第 1 章 災害予防 第 5 節 震災時における食料の調達・供給体制の整備 1 応急用食料の調達・供給に関する基本方針 震災時における応急用食料の調達・供給については、次により、農林水産省、都道府県及び市町村が、それぞれの立場から、不測の事態に備えた体制の整備を図るものとする。</p> <p>(1) 農林水産省は、都道府県の要請に基づき、全国的な見地から、被災地域への応急用食料他所管する物資の調達・供給に関する調整ができるよう、支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 都道府県は、市町村の行う応急用食料の調達・供給活動を支援することを基本とし、地域防災計画に従い、必要な体制を整備するものとする。</p> <p>(3) 市町村は、震災時における地域住民に対する応急用食料の供給に関し、基本的な責任を負うものであり、地域防災計画に従い、その備蓄並びに調達、輸送及び配送に関する体制を整備するものとする。 この場合、市町村相互の応急用食料の調達・供給に関する広域的な支援体制についても整備するものとする。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>第 2 編 震災対策 第 2 章 震災応急対応 第 1 節 応急用食料・物資等関係 1 応急用食料・物資の支援</p> <p>(1) 震災時に応急用食料(飲料を含む。以下同じ。)等農林水産省の所管に係る物資(以下「応急用食料・物資」という。)を円滑に調達・供給するため、農林水産省に食料・物資支援チームを設置する等体制整備を図る。また、地方公共団体等においても、次により、迅速かつ適切な調達・供給に努める。</p> <p>① 都道府県は、被災市町村からの要請や応急用食料・物資の供給状況等を踏まえ、地域防災計画に従い、備蓄食料の供給を行うとともに、自ら調達し、又は国、他の地方公共団体等によって引き渡された応急用食料・物資の供給を行う。その際、被災地域に対して、過不足なく応急用食料・物資が供給されるよう十分な配慮を行い、市町村との間で必要な調整を図るとともに、市町村に対し円滑な供給が行われるよう助言する。</p> <p>② 市町村は、地域防災計画に従い、被災者に対し、備蓄食料等の供給を行うとともに、自ら調達し、又は国、他の地方公共団体等によって引き渡された応急用食料・物資の円滑な供給を行う。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 政府災害対策本部等又は都道府県知</p>

区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
	<p>2 農林水産省における応急用食料の調達・供給体制の整備</p> <p>農林水産省においては、震災時を想定した応急用食料の調達・供給を次により行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 農林水産省は、震災が発生した場合、<u>精米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調製粉乳、缶詰、レトルト食品、乾パン、水(ペットボトル)</u>等について、関係業者又はその団体等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう体制を整備する。(以下、略)</p> <p>(3) 農林水産省は、自ら供給し、又は出荷要請をする応急用食料の輸送について、あらかじめ関係行政機関、関係業者又はその団体等との間で、<u>輸送方法、輸送経路、緊急通行車両指定等のあり方</u>について検討を行い、被災地への供給が円滑に行われるように努めるものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第9編 地域防災計画の作成において重点をおくべき事項 第2章 災害予防 3 応急用食料の調達・供給体制 都道府県及び市町村は、大規模な地震等による災害の発生を想定して、応急用食料の備蓄量、調達方法、輸送方法、輸送経路</p>	<p><u>事から具体的な要請があった応急用食料・物資について、自ら備蓄しているものについては速やかに供給するとともに、その他のものについて関係業者又はその団体等に対し出荷要請を行う。</u></p> <p>(4) <u>必要に応じ、政府災害対策本部等又は被災地域の都道府県から、応急用食料・物資の調達・供給に関する支援要請があった場合は、直ちに関係機関との連携の下に必要な情報を政府内で共有して支援を開始する。また、被災地域の都道府県からの要請が滞る場合などに対応するため、発災直後から一定期間、要請を待たずに応急用食料・物資の調達・供給を行う場合は、政府内で可能な限りの入手情報を共有し、遅延なく支援を開始する。</u></p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>平常時における措置として、震災に備えて応急用食料・物資の調達・供給体制の整備を次により行う。</u></p> <p>① (略)</p> <p>② <u>災害が発生した場合、精米、パン、おにぎり、弁当、包装米飯等の応急用食料について、関係業者又はその団体等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう体制を整備する。(以下、略)。</u></p> <p>③ <u>自ら供給し、又は出荷要請をする応急用食料・物資の輸送について、あらかじめ関係行政機関、関係業者又はその団体等との間で必要な連絡体制を整備し、被災地への供給が円滑に行われるように努める。</u></p> <p>④ (略)</p> <p>(平成25年2月修正)</p> <p>第8編 地域防災計画の作成において重点をおくべき事項 第2章 災害予防 3 応急用食料・物資の調達・供給体制 都道府県及び市町村は、大規模な地震等による災害の発生を想定して、応急用食料・物資の備蓄量、調達方法、輸送方法、</p>

区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
	<p>及び配分方法に関する計画を定めるとともに、住民による自主的な備蓄（3日分程度）の重要性について、普及啓発を図るものとする。</p>	<p>輸送経路及び配分方法に関する計画を定めるとともに、住民による自主的な備蓄（3日分程度）の重要性について、普及啓発を図る。</p> <p><u>また、農林水産省は必要に応じ、必要な助言指導を行う。</u>（平成25年2月修正）</p>
<p>経済産業省防災業務計画</p>	<p>第3編 震災対策及び各種災害に共通する対策 第1章 災害予防 第5節 防災関係物資の供給体制の整備等 1 防災関係物資の供給体制の整備 ○ 下着、毛布等の生活必需品について、供給体制を整備する。特に、下着、毛布、作業着、タオル、エンジン発電機、卓上コンロ、ボンベについて、調達体制の整備に特段の配慮を行うこととし、その調達可能量について、毎年度、調査する。</p> <p>第2章 災害応急・復旧対策 第4節 防災関係物資等の適正な価格による円滑な供給の確保 2 円滑な供給の確保 ○ 災害時において、被災者の日常生活の確保に必要な所管の生活必需品等が被災地において不足している場合には、関係事業者又は事業者団体に協力を要請し、その供給を確保する。その際、当該物資の生産、集荷又は販売を業とする者に対し、その取り扱う物資を被災地に適正な価格で供給するよう指導する。</p> <p>第6編 地域防災計画の作成の基準となるべき事項 第4章 防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事項 ○ 防災関係物資について、種類、数量等の想定を行い、調達方法、緊急輸送の方法及び体制の確立のために必要な関係機関等との連絡体制の整備を図るとともに、周辺の地方公共団体とも連携して物資の集積場所</p>	<p>第3編 震災対策及び各種災害に共通する対策 第1章 災害予防 第5節 防災関係物資の供給体制の整備等 1 防災関係物資の供給体制の整備 ○ 下着、毛布等の生活必需品について、供給体制を整備する。特に、下着、毛布、作業着、タオル、エンジン発電機、<u>カセットコンロ、カートリッジボンベ、土のう袋、ブルーシート、懐中電灯（電池含む）、トイレトーパー、ティッシュペーパー、仮設トイレ</u>について、調達体制の整備に特段の配慮を行うこととし、その調達可能量について、毎年度、調査する。</p> <p>（平成24年6月修正）</p> <p>第2章 災害応急・復旧対策 第5節 防災関係物資等の適正な価格による円滑な供給の確保 2 円滑な供給の確保 ○ 災害時において、被災者の日常生活の確保に必要な所管の生活必需品等が被災地において不足している場合には、<u>政府の現地対策本部又は緊急災害対策本部等からの要請等に基づき</u>、関係事業者又は事業者団体に協力を要請し、その供給を確保する。その際、当該物資の生産、集荷又は販売を業とする者に対し、その取り扱う物資を被災地に適正な価格で供給するよう指導する。</p> <p>（平成24年6月修正）</p> <p>第6編 地域防災計画の作成の基準となるべき事項 第4章 防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事項 （同左）</p>

区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
	をあらかじめ指定する等、当該物資の円滑な供給を確保するよう努める。	
国土交通省防災業務計画	<p>第2編 震災対策編 第1章 災害予防 第2節 危機管理体制の整備 第5 緊急輸送の実施体制の整備 (1) 緊急輸送ネットワークの整備への協力</p> <p>○ 発災時に人員、物資の緊急輸送が円滑に実施されるよう、緊急輸送ネットワークに係わる計画の策定に際し、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に対し、被災地への輸送及び被災地内の輸送に係わる実施体制の整備、異なるモードを含めた事業者間の協力体制の構築等について指導・助言する。</p> <p>○ また、地方公共団体と関係公共機関、関係事業者との間で、発災時等における緊急輸送の依頼手順、輸送供給能力、費用負担等を内容とする協定の締結が促進されるよう必要な指導・助言を行う。</p> <p>(平成25年3月新設)</p> <p>第2章 災害応急対策 第8節 緊急輸送 第1 基本方針</p> <p>○ 必要に応じ、又は政府本部等若しくは、被災地方公共団体からの要請があった場合には、緊急輸送関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と密接に連携し、陸・海・空によるあらゆる輸送手段を利用し、かつ被害の状況・緊急度・重要度を考慮した緊急輸送が適切に実施されるよう、必要な措置を講じるものとする。</p>	<p>第2編 地震災害対策編 第1章 災害予防 第2節 危機管理体制の整備 第5 緊急輸送の実施体制の整備 (1) 緊急輸送ネットワークの整備への協力 (同左)</p> <p>(同左)</p> <p>○ 本省及び地方支分部局、地方公共団体、運送事業者等の関係機関により構成される地域ブロック単位での協議会など多数の機関が参画する場を設置し、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備等について協議し、それらを推進するものとする。輸送拠点として活用する運送事業者等の施設に対して、非常用電源設備・非常用通信設備などの設置に係る支援もあわせて推進する。</p> <p>第2章 災害応急対策 第9節 緊急輸送 第1 基本方針 (同左)</p>

区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
	<p>第2 関係事業者等に対する要請、調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じ、又は政府本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、関係公共機関、関係事業者に対し、緊急輸送への協力要請を行う。さらに、要請によっていたのでは緊急輸送の円滑な実施に特に大きな支障があると認められる場合には、法令の定めるところにより、国土交通大臣の輸送命令を発し、緊急輸送に従事させる。 ○ 関係公共機関、関係事業者による緊急輸送の実施状況を的確に把握するとともに、被災地方公共団体若しくは政府本部からの依頼に基づきまたは必要に応じて自ら、事業者間、輸送モード間の輸送分担、緊急輸送物資の受け渡し等についての調整を行う。 <p>(平成 25 年 3 月新設)</p> <p>第 13 節 被災者・被災事業者に対する措置 第 1 被災者等への対応 (平成 25 年 3 月新設)</p> <p>(平成 25 年 3 月新設)</p>	<p>第 2 関係事業者等に対する要請、調整 (同左)</p> <p>(同左)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地方公共団体が被災者のニーズの把握や物資の要請を行う事が困難な場合においては、要請がなくても、被災地方公共団体に対し、供給する物資を確保し、輸送を開始するものとする。なお、必要に応じ、関係事業者等に対する要請、調整を行うものとする。 <p>第 14 節 被災者・被災事業者に対する措置 第 1 被災者等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 支援物資のニーズ情報が得られる被災地については、物資の内容、引渡し場所等を迅速に把握し、政府内で共有の上、支援を開始できる体制を整えるものとする。 ○ 被災地方公共団体が被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては、被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、要請がなくても、被災地方公共団体に対し、供給する物資を確保し、輸送を開始するものとする。その際に、引き渡し場所より先の各避難所までの配送体制の確保状況等に留意するものとするほか現地の配送状況等を考慮し、早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮するものとする。

区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
	第15編 地域防災計画の作成の基準 第1章 災害予防に関する事項 第4節 緊急輸送の確保に関する事項 ○ 地方支分部局を始めとする関係行政機関、関係公共機関、関係事業者と協力して、具体的な被害想定に基づき、緊急輸送ネットワークを整備するとともに、緊急輸送ネットワークを構成する輸送施設、輸送拠点の耐災害性の強化に努める。 ○ 地方公共団体と関係公共機関、関係事業者等とが緊急輸送の実施に係わる協定を締結することなど、その協力確保に努めること。 また、緊急輸送に特に重要な役割を果たす関係公共機関、関係事業者及びその団体を指定地方公共機関に指定すること。	第16編 地域防災計画の作成の基準 第1章 災害予防に関する事項 第4節 緊急輸送の確保に関する事項 (同左) (同左)

- (注) 1 防災基本計画等に基づき当省が作成した。なお、防災基本計画については、「東日本大震災前」は平成20年2月に修正された同計画、「東日本大震災後」は23年12月及び24年9月に修正された同計画を基に、「地震災害対策編」の記載によった。また、内閣府防災業務計画の「東日本大震災前」は平成21年9月に修正された同計画、「東日本大震災後」は25年10月に修正された同計画の記載によった。消防庁防災業務計画の「東日本大震災前」は平成21年3月に修正された同計画、「東日本大震災後」は24年2月及び同年11月に修正された同計画の記載によった。農林水産省防災業務計画の「東日本大震災前」は平成22年3月に修正された同計画、「東日本大震災後」は25年2月に修正された同計画の記載によった。経済産業省防災業務計画の「東日本大震災前」は平成22年4月に修正された同計画、「東日本大震災後」は24年6月に修正された同計画の記載によった。国土交通省防災業務計画の「東日本大震災前」は平成21年6月に修正された同計画、「東日本大震災後」は25年3月に修正された同計画の記載によった。
- 2 下線は、東日本大震災後の修正箇所を示す。

図表2-(4)-ア-② 東日本大震災における国による主要緊急物資の支援実績

区 分	調 達 品 目	実 績
食糧・飲料水	パン	9,391,373 食
	即席麺類	2,557,730 食
	おにぎり・もち・包装米飯	3,501,074 食
	精米	3,357,313 食
	その他(缶詰等)	7,401,744 食
	食糧計	26,209,234 食
	飲料水	7,937,171 本
生活用品	トイレットペーパー	379,695 個
	毛布	409,672 枚
	おむつ	395,521 枚
	一般薬	240,314 箱
	マスク	4,380,442 枚
燃 料	燃料等	16,031,000 ㍉

- (注) 緊急災害対策本部の資料に基づき当省が作成した。なお、対象は、緊急災害対策本部の下に設置された被災者生活支援チームが、平成23年3月11日から4月20日までに実施した物資支援の最終実績であり、地方公共団体等による独自の物資調達は除く。

図表 2 - (4) - ア - ③ 東日本大震災における物資供給に関する教訓

区 分	内 容
防災対策推進検討会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県の物資集積拠点が不足するとともに、震災後に集積場所を調整したため、円滑な輸送活動ができなかった。また、当初、集積拠点での在庫・配送管理が不十分であったため、物資集積拠点から避難所に向けての輸送が滞りがちであった。物資の集積拠点の計画的配置、確保が必要であるとともに、物資集積拠点での一連の流れを機能させるためには、民間のロジスティクス人材の活用が必要である。 ○ 被災地方公共団体が自ら物資の調達を行うことが困難であったため、予備費の活用により国の支援スキームが作られた。発災直後、地方公共団体の行政機能が被災により低下した場合には、被災地からの要請がなくても国や他の地方公共団体が物資を確保し送り込む、いわゆる「プッシュ型」の物資確保・輸送を民間とも連携しつつ、より円滑かつ確実にを行う体制を構築することが必要である。
岩 手 県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県の物資集積拠点の選定に時間を要したことから、物資の受入れ、集配、備蓄機能を有する県の広域防災拠点を整備する必要がある。 ○ 県から市町村の配送先の把握に時間を要したことから、各市町村における事前の集積拠点の選定と、県における事前把握が必要である。 ○ 集積拠点から各避難所等への配送に時間を要したことから、運送会社のスキームを取り入れた物流システムの構築などが必要である。
宮 城 県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害前に、県の物資拠点として想定されていた施設が、遺体安置所等で利用されたため、物資拠点として利用できなかった。そこでまず、倉庫協会により、仙台市内の民間倉庫 4 か所が物資拠点として選定された。しかし、すぐに 4 か所の倉庫では容積が不足し、次々に新たな倉庫を選定、確保することとなった。 ○ 宮城県では宮城県倉庫協会と締結していた災害時の応援協定の中に、保管業務のみならず、物流専門家の派遣についても記載をしていた。この協定により、物資拠点における荷受等の実作業にとどまらず、ロジスティクス全般（在庫管理などの情報処理や、倉庫の確保・配置など）への協力を受けることができ、救援物資の輸送・在庫管理が効率化された。 ○ 被災市町においては、物流専門機関の協力を十分に得られず、物資拠点の運営に苦慮するとともに、市町物資拠点から避難所や福祉施設などへの配送が難航した場合もあった。さらに、市町庁舎が被害を受けて、市町の救援物資の配送を含む災害対策機能が低下した地方公共団体もあった。救援物資の輸送・在庫管理業務は、被災地方公共団体の単独では効率的な実施が困難であり、民間物流業者等の協力が重要である。 ○ 大規模災害が発生した際には、国において、プッシュ型での送付が計画される可能性がある。その場合、県としては、災害発生直後から、大量の物資が送付されても対応できる物流体制を整えておく必要がある。すなわち、より早期に、物資拠点に適した民間倉庫などを効果的に運用（入庫、在庫管理など）し、迅速に市町村へ発送できるよう、あらかじめ、倉庫協会やトラック協会などと連携した体制を構築しておくことが求められる。
福 島 県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 物資受入拠点の体制が十分に整っていない段階で、個人・法人からの支援物資が大量に寄せられたため、物資受入拠点における混乱が生じ、物資の保管や管理に苦勞した。 ○ 県倉庫協会と災害時応援協定を締結し、民間倉庫を災害発生時の物資受入保管施設として活用すること、倉庫協会及びトラック協会が災害対策本部に参画することにより、物流の専門家が支援物資配送業務に積極的に関与することが必要である。
宮 城 県 気 仙 沼 市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当初、物資拠点として想定した庁舎は、手狭でトラックの搬入も困難であるとともに、市民等が避難しており、物資拠点としては不適當であったため、物資拠点を平成 23 年 3 月 14 日に旧青果市場に変更したが、すぐに同施設が飽和状態となったため、他の施設も借用し、支援物資を分類して分散収容した。

区 分	内 容
宮 城 県 東 松 島 市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発災後1か月までは、支援物資がいつ、どれだけの量が届くのか分からず、24時間体制の受入作業が続き、物資の管理体制も一元化されておらず、一時保管場所も12か所に点在していた。 ○ 全国から寄せられた支援物資の管理等に苦労した経験を踏まえて、現在は、宅配便業者に物資の在庫管理、配送等を全面的に委託している。

(注) 1 「防災対策推進検討会議」の教訓は、防災対策推進検討会議資料に基づき当省が作成した。
2 地方公共団体の教訓は、当省の被災地調査の結果による。

図表2-(4)-ア-④ 防災対策推進検討会議最終報告(平成24年7月31日)(物資の調達、集積、輸送関係抜粋)

<p>第3章 今後重点的に取り組むべき事項～防災政策の基本原則を踏まえて～</p> <p>第1節 災害から生命を守り、被災者の暮らしを支え・再生する取組</p> <p>(1) 災害から生命を守るための初動対応</p> <p>(略)</p> <p>⑥ 水・食料等緊急物資の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発災直後には、被災地方公共団体が、被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難となった場合にも、食料等の必要物資が被災者の手元にしっかりと届くようにするため、国、地方公共団体は、被災地からの要請がなくても支援物資を確保し送り込む、いわゆる「プッシュ型」の支援を、集積拠点より先の各避難所までの配送や極度な供給過剰とならないことを考慮して、円滑かつ確実に実施すべきである。 ○ 「プッシュ型」の支援の運用については、国は、供給の仕組みの整備と併せて、被災地の情報が不足する中で、どの程度の種類と量をどこに送り込むのかの判断基準を物資のパッケージ化も含めてあらかじめ整理し、地方公共団体と認識を共有すべきである。受入れ側となる地方公共団体は、集積拠点の開設や民間事業者への連絡・要請等における役割分担など、具体的な行動をあらかじめ定めるべきである。 ○ プッシュ型の支援については、支援物資のニーズの情報が得られない被災地について、前項の判断基準を踏まえて、被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、遅滞なく「プッシュ型」支援の実施を判断すべきである。 ○ 一方で、「プッシュ型」の継続が被災地での物資の滞留を招く懸念もあるため、現地の配送状況も考慮しつつ、要請に基づく「プル型」の支援への切替えをなるべく早く行う努力をすべきである。 <p>(2) 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細かな支援</p> <p>(略)</p> <p>③ 被災地への物資の円滑な供給</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 支援物資の供給に際しては、被災地外からの輸送、集積拠点での管理・仕分け、個別避難所への配送に至るまで、専門性を有する民間事業者等との連携及び民間事業者の物流施設の活用により、迅速かつ効率的な実施を図るべきである。その際、地方公共団体の人手を他の業務に振り向けられる効果も併せて考えるべきである。
--

図表2-(4)-ア-⑤ 実地調査した29都道府県及び168市町における物資集積拠点の選定状況
(単位: 都道府県、市町、%)

区 分	選定済み	選定中	未選定	計
都道府県	23 (79.3)	3 (10.3)	3 (10.3)	29 (100)
市 町	133 (79.2)	5 (3.0)	30 (17.9)	168 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。
2 () 内の構成比については、小数点第2位を四捨五入しているため合計が100にならない。

図表 2 - (4) - ア - ⑥ 物資集積拠点を選定していない 3 都道府県及び 30 市町における、その主な理由
i) 都道府県

類 型	内 容
市町村が物資集積拠点を選定	○ 地域防災計画において、あらかじめ市町村において選定した拠点に、県等からの物資を輸送・集積し、各避難所への輸送のための拠点とすると規定しており、市町村が拠点を選定することとしているため。
今後検討	○ 平成 25 年度に一時集積配分拠点の選定について検討する予定のため。

(注) 当省の調査結果による。

ii) 市町

類 型	内 容
災害発生時に状況に応じて拠点を選定	○ 集積・輸送拠点として特定の用地を選定はしていないが、災害発生時には市保有施設の中から災害の状況に応じて選定するため。
	○ 発災後でなければ、集積・輸送拠点や交通インフラの被害状況等が分からないため。
	○ 災害の状況により利用できる施設が変わるため。
他業務を優先	○ 日常業務や地域防災計画の見直し等を優先しており、集積・輸送拠点の選定等の具体的な検討段階までには至っていないため。
都道府県の拠点の選定後に検討	○ 現在、都道府県と、都道府県の 1 次集積拠点について検討中であり、これを踏まえ、市の集積拠点について検討することとしているため。
	○ 都道府県の集積・輸送拠点の選定の見直しを踏まえて検討予定であるため。
拠点として適当な施設がない	○ 公共施設のほとんどが避難所となることから、集積・輸送拠点の専用施設として選定が困難であるため。
	○ 物資の集積拠点となるような広い面積を持つ施設がないため。
大量の物資の輸送を想定していない	○ 災害時に大量の物資を輸送した経験がなく、拠点について具体的に検討したことがなかったため。
	○ 東日本大震災のように全国から大量の物資が送られ、物資の集積場等が必要となることを想定していなかったため。
調達事業者が物資を直接避難所に輸送	○ 発災時には、調達事業者が直接避難所等に物資を輸送することとしており、拠点を選定する必要性が低いため。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (4) - ア - ⑦ 物資集積拠点を選定している 23 都道府県及び 133 市町における物資集積拠点としての施設の利用に関する民間事業者等との協定の締結状況

(単位：都道府県、市町、%)

区 分	締結済み	協議中	未締結	計
都道府県	16 (69.6)	2 (8.7)	5 (21.7)	23 (100)
市 町	37 (27.8)	3 (2.3)	93 (69.9)	133 (100)

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (4) - ア - ⑧ 物資集積拠点としての施設の利用に関して民間事業者等と協定を締結している 16 都道府県及び 37 市町における民間施設の活用の例

地方公共団体名	内 容
兵 庫 県	<p>○ 県は、平成25年1月17日に、兵庫県倉庫協会との間で「災害時における救援物資の保管等に関する協定」を締結している。</p> <p>当該協定において、兵庫県災害対策本部が設置された場合又は都道府県相互の応援措置を実施する場合は、兵庫県倉庫協会から救援物資の受入れ、仕分け、保管及び出庫について、円滑な運営活動を行うための協力を得ることとされており、兵庫県倉庫協会は、県からの要請に基づき、①会員事業者の施設の利用、②物資の保管等に関する助言等を行う関係者の県の拠点等への派遣について協力を行うこととされている。</p>
埼 玉 県 熊 谷 市	<p>○ 市は、市内にキャンパスを有する大学と、平成22年3月17日に「災害時における支援協力に関する協定」を締結しており、地震、風水害、その他の災害が発生又は発生するおそれがある場合、①災害時の救援物資等の集積及び配送拠点として大学施設の一部の提供、②被災者を支援するための要員確保として学生ボランティアの募集等の支援等について同大学から協力を得ることとしている。</p> <p>市では、この協定に基づき、地域防災計画において、災害時の救援物資等の集積及び配送拠点として、同大学の体育館を指定している。</p> <p>また、市では、発災時の状況から、当該体育館を物資の集積及び配送拠点として使用する場合、同大学の学生ボランティアセンターを通じて、物資の仕分け等の作業に従事する学生ボランティアの募集の支援を受けられるようにし、作業人員の確保を図っている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (4) - ア - ⑨ 物資集積拠点としての施設の利用に関して民間事業者等と協定を締結していない 5 都道府県及び 93 市町における、その主な理由

i) 都道府県

類 型	内 容
既存の公共施設等を利用	○ 公共施設を拠点として確保しているため。
	○ 公共施設での対応を想定しているため。
確実な使用の担保がない	○ 民間の倉庫については、発災時に実際に使用できるかどうか不明であることから、活用に関する協定締結に至っていない。

(注) 当省の調査結果による。

ii) 市町

類 型	内 容
既存の公共施設等を利用	○ 物資の集積拠点は全て市有施設を予定しているため。
	○ 選定した拠点となる施設は、いずれも市、都道府県及び国の所管する施設であり、拠点としての指定について同意を得ているため。
	○ 広域避難地としての機能や救援物資等の受入れ・供給を行う総合的な物流の機能等を備えた災害時用臨時ヘリポート等を有する総合防災拠点を市内の南北にそれぞれ設置しているため。
	○ 建屋のある市有地を拠点として指定し、自衛隊も集合できる広さが確保されているため。
	○ 被災状況に応じて適当な集積場所を指定する予定であるが、市内に集積場所が確保できない場合は、近隣の被災していない市町村に要請することとしているため。
災害発生時に状況に応じて拠点	○ 発災時に、事業者に対応可能かどうかを照会した上で依頼することになり、事前に協定を締結しておく必要性が低いため。

類 型	内 容
を選定	○ 市内の半分近くが浸水想定地域であり、発災後に、複数の公共施設の中から被害のないところを選定することとしているため。
協定の締結の有無に関係なく災害時には事業者の協力が得られる	○ 運送事業者等の関係団体と日常的に連携を図っており、団体に加入する事業者から協力が得られることから、改めて災害時限定の協定を締結する必要性が低いため。
体制不十分・情報不足	○ 協定締結に係る事務を行うための体制が十分でないため。
	○ 事業者の選定に関する情報が不足しているため。
適当な事業者がない	○ 町内に物資の集積等ができる適当な事業者がないため。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(4)-ア-⑩ 物資集積拠点を選定している 23 都道府県及び 133 市町における物資集積拠点の管理・運営に関する民間事業者との協定の締結状況

(単位：都道府県、市町、%)

区 分	締結済み	未締結	計
都道府県	19 (82.6)	4 (17.4)	23 (100)
市 町	10 (7.5)	123 (92.5)	133 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「締結済み」欄には、民間事業者との協定に、物資の保管、輸送等について助言等を行う物流専門家等の派遣について規定しているもの及び拠点における物資の荷さばき等の業務について規定しているものを計上した。

図表 2-(4)-ア-⑪ 物資集積拠点の管理・運営に関して民間事業者と協定を締結している 19 都道府県及び 10 市町における民間事業者の活用事例

地方公共団体名	内 容						
愛知県 名古屋市	<p>○ 市は、災害時に設置する緊急物資集配拠点 5 か所において災害救助用物資等の受入れ、仕分け、在庫管理、払出し、輸送等の協力を求める「災害時における物資等に関する協定」を運送事業者（1 事業者）と締結している。</p> <p>同協定において、市は緊急物資集配拠点を開設したときは運送事業者に対し人員・機材の派遣、輸送等の協力を要請し、運送事業者は人員、機材、輸送車両等を準備して災害救助用物資の供給等の応急対策活動に協力することとされている。</p> <p>なお、市が作成した「名古屋市災害対策本部緊急物資集配拠点マニュアル」（平成 23 年 9 月）では、緊急物資集配拠点の運営について、次表のとおり市と事業者等の役割分担が定められている。</p> <p>表 市と事業者等の役割分担</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市職員 (拠点管理責任者及び係員)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 物資の受入れ及び払出しの在庫管理に係る運送事業者社員との連絡調整 ○ 本部借上げのトラック配車に係る書類作成及び本部への報告 ○ 市民経済部ボランティア班へのボランティア派遣の要請 ○ ボランティアが配置された場合におけるボランティアへの指示等の管理業務 ○ 市本部他部からの職員応援要請 </td> </tr> <tr> <td>運送事業者社員</td> <td>○ 物資集配状況集計表を活用した物資の受入れ及び払出し等</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	業務内容	市職員 (拠点管理責任者及び係員)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 物資の受入れ及び払出しの在庫管理に係る運送事業者社員との連絡調整 ○ 本部借上げのトラック配車に係る書類作成及び本部への報告 ○ 市民経済部ボランティア班へのボランティア派遣の要請 ○ ボランティアが配置された場合におけるボランティアへの指示等の管理業務 ○ 市本部他部からの職員応援要請 	運送事業者社員	○ 物資集配状況集計表を活用した物資の受入れ及び払出し等
区 分	業務内容						
市職員 (拠点管理責任者及び係員)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 物資の受入れ及び払出しの在庫管理に係る運送事業者社員との連絡調整 ○ 本部借上げのトラック配車に係る書類作成及び本部への報告 ○ 市民経済部ボランティア班へのボランティア派遣の要請 ○ ボランティアが配置された場合におけるボランティアへの指示等の管理業務 ○ 市本部他部からの職員応援要請 						
運送事業者社員	○ 物資集配状況集計表を活用した物資の受入れ及び払出し等						

地方公共 団体名	内 容	
		の在庫管理 ○ 受入物資の整理、各避難所への輸送に係る仕分け作業及びその輸送
	ボランティア等	○ 当該拠点における物資仕分け作業への協力 ○ 物資の集配作業
	(注) 当省の調査結果による。 同市では、職員だけでは緊急物資集配拠点の運営等に手が回らないことが予想されるため、運送事業者のマンパワーに期待するところは大きいとしている。	
福 岡 県 北九州市	○ 市は、新潟県中越地震（平成16年10月）等過去の大規模災害発生時に、被災地において全国から送付された救援物資の管理が滞り、配送拠点では大量の在庫が生じた教訓から、緊急物資を避難所まで円滑に供給するため、平成20年7月、緊急物資一元管理・配送システムを整備している。 当該システムの運営に係る具体的な手順については、「緊急物資一元管理・配送システム運営マニュアル」により定められており、同マニュアルでは、①市有の6施設の中から、被害状況等を勘案して災害時緊急物資集配センターを設置する、②同センターの運営に当たっては、市災害対策本部及び「災害時における物資輸送等の支援に関する協定」を締結している物流事業者（8事業者）で構成する緊急物資対策チームを編成する、③市災害対策本部は、協定に基づき、協定締結事業者に対し、i) 荷さばき業務を指揮する人員の派遣、ii) フォークリフト等必要な機器の貸与、iii) 物資の輸送（輸送車両、人員の確保）等の支援を要請することとされている。	

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (4) - ア - ⑫ 物資集積拠点の管理・運営に関して民間事業者と協定を締結していない4都道府県及び123市町における、その主な理由

類 型	内 容
管理・運営は職員が対応	○ 職員による管理・運営を想定しているため。 ○ 物資集積拠点の管理・運営は市が担当することとしているため。 ○ 東日本大震災時には、市役所を拠点として、職員及び災害ボランティアセンターに登録したボランティアが作業を行うことで十分対応できたため。
都道府県が協定を締結しており、協定を締結する必要がない	○ 都道府県とトラック協会との協定により市が設置する物資集積拠点へ物流専門家を派遣することとなっており、市が独自で協定を締結する必要性がないため。
協定の実効性に疑義	○ 災害が発生した場合には、協定先に対し、対応できるかどうか確認し派遣を要請する必要がある、事前に協定を締結しておく必要性が低い ○ 市内の事業者は、個人事業主等で規模が小さいこと、また、同市内では同時被災の可能性が高く被災時に必要な人材の派遣を受けることができない可能性があるため。
必要と考えていない	○ 発災時には、可能な体制の範囲で物資を受け入れることとしており、特に必要性を感じていないため。 ○ どの事業者と、どのような協定を締結し、どのようなシステムを作るかについて検討していないため。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (4) - ア - ⑬ 実地調査した 29 都道府県及び 168 市町における災害時の物資の輸送に関する民間事業者との協定の締結状況

(単位：都道府県、市町、%)

区 分	締結済み	協議中	未締結	計
都道府県	29 (100)	0 (0)	0 (0)	29 (100)
市 町	80 (47.6)	2 (1.2)	86 (51.2)	168 (100)

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (4) - ア - ⑭ 災害時の物資の輸送について民間事業者と協定を締結していない 86 市町における、その主な理由

類 型	内 容
物資の輸送は公用車、職員により対応	○ 公用車を利用し物資を輸送することとしているため。
	○ 物資の輸送は、職員が実施することとしているため。
協定の締結の有無に関係なく災害時には運送事業者の協力が得られる	○ トラック協会が市の防災会議の構成員になっていることから、協定を締結しなくとも、トラック協会支部の協力を得られるため。
	○ 市内の貨物運送業者に協力要請を行うこととしているが、事業者とは普段から業務上の付き合いがあることから、協定締結の必要性について検討したことがないため。
	○ 毎年、トラック協会と物資の輸送訓練を実施しており、協定によらなくても災害時には協力が得られるため。
都道府県が協定を締結しており、市町が協定を締結する必要がない	○ トラック協会と都道府県が締結している協定に基づき、都道府県の要請により災害時の輸送を行うこととなっているため。
	○ 地域防災拠点から避難所までの物資の配送については、都道府県の輸送計画に基づき、都道府県と協定を締結しているトラック協会が行うこととしているため。
調達事業者・他の地方公共団体等が物資を輸送	○ 物資の調達に関する協定に調達物資の輸送も含まれており、集積拠点又は各避難所までの輸送を依頼することとしているため。
	○ 物資の調達に係る協定を締結している事業者に対し、調達物資の運搬についても要請することとしているため。
	○ 保有車両の確保が困難な場合は、都道府県に協力要請をすることとしているため。
	○ 他の地方公共団体に対して、協定に基づき物資輸送の要請を行うこととしているため。
協定の実効性に疑義	○ 市内には事業協同組合のような団体がなく、個別に事業者と協定を締結せざるを得ないが、被災時に、応援の可能性を個々の事業者に打診しなければならず、発災時に市内の事業者に応援要請を行う現在の対応と同じと考えられるため。
	○ 事業者自体も被災する可能性があると考えられるため。
体制不十分・情報不足	○ 人員不足により具体的な検討ができていないため。
	○ 協定を締結すべき事業者の情報が不足しているため。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (4) - ア - ⑮ 実地調査した 29 都道府県及び 168 市町においてトラック協会との協定に加え物資の輸送手段を確保するための取組を実施している例

地方公共団体名	内 容
神奈川県 海老名市	○ 市では、災害時の物資の輸送手段として、市の車両や物資の輸送に関し協定を締結しているトラック協会の車両を使用して実施することとしている。これに加えて、市では、災害時に道路にがれき等が散乱し道幅が狭くなり、大型の車両が通行できない場合でも通行できることや小回りがきくことなどの理由から、市内の軽貨物自動車の所有者等に事前登録してもらい、災害時に物資搬送について協力を得る制度を平成 25 年度から実施しており、100 台の軽貨物自動車が登録されている。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (4) - ア - ⑯ 実地調査した 29 都道府県及び 168 市町における物資の調達、集積及び輸送に関する訓練の実施状況

(単位：都道府県、市町、%)

区 分	平成 22 年度	23 年度	24 年度
都道府県 (29)	23 (79.3)	20 (69.0)	28 (96.6)
市町村 (168)	66 (39.3)	55 (32.7)	87 (51.8)

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (4) - ア - ⑰ 物資の調達、集積及び輸送に関する訓練を実施していない 1 都道府県及び 72 市町 (平成 22~24 年度) における、その主な理由

i) 都道府県

類 型	内 容
今後検討予定	○ 物資の調達、集積、輸送に関する訓練については、国において南海トラフ巨大地震等に対応した支援物資物流システムの構築を検討しており、その結果を参考に検討していく予定であるため。

(注) 当省の調査結果による。

ii) 市町

類 型	内 容
避難訓練などの他の訓練を優先して実施	○ 地域防災力の向上や人命を守ることを最優先に考え、市民の避難と自主防災組織における災害対応の強化を図ることを目的として訓練を実施しているため。
	○ 市内に津波浸水想定区域が設定されており、東日本大震災以降、津波避難の重要性が再認識され、避難訓練を重点的に実施しているため。
	○ いかに物資を調達、集積、輸送するかよりも、いかに命を守るかの訓練が優先されるものと考えており、町会が主催する津波避難訓練を優先的に実施しているため。
物資の調達、集積、輸送体制が未整備	○ 物資の調達、集積及び輸送に関する計画やマニュアルを策定しておらず、具体的な行動計画がないため。
	○ 物資の調達、集積、輸送に関する体制について検討中であり、訓練を実施できる状況に至っていないため。
体制不十分・ノウハウ不足	○ 体制上、訓練の計画策定及び実施に充てる人員が確保できないため。
	○ 通常業務が多忙であり、市の体制上、訓練を毎年実施することは困難であるため。
	○ 訓練実施に係るノウハウ不足のため。
関係機関等との調整が困難	○ 物資の調達、集積及び輸送に関する訓練を実施するための関係機関との調整が困難であるため。

類 型	内 容
	○ 民間事業者の日常業務に支障を与えてまで、訓練に参加してもらうのは難しいと考えているため。
訓練の必要性を感じていない	○ 物資の調達、集積、輸送の訓練の必要性を認識していなかったため。
	○ 大規模で広域的な被災を想定していないため。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (4) - ア - ⑬ 実地調査した 29 都道府県及び 168 市町において訓練実施により物資の調達、集積及び輸送体制に関する課題の検証等を実施している例

地方公共団体名	内 容
和歌山県	<p>○ 県では、東日本大震災や紀伊半島大水害の教訓を踏まえて、物資の供給要請、集積、仕分け及び運搬といった物資の一連の流れを実地に検証するため、平成 24 年度に県のほか、協定締結事業者等も参加した物資輸送・災害情報収集伝達訓練を実施している。</p> <p>当該訓練では、事前に選定している広域防災拠点のうち、県北部の救援救助資機材、物資等の集積・仕分け機能を担う実際の施設において行われ、災害時の手順を確認するとともに、平成 24 年度に整備した救援物資管理システムや資機材の操作確認が行われている。</p> <p>訓練後の検証においては、現状、課題及び改善策について記入するアンケート用紙を参加者全員に配布し提出させており、次のとおり回答があったとしている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 物資の検品スペースが狭く、大量の物資が搬入された際には物資が滞留してしまうおそれがあるため、検品スペースを広く確保する必要がある。 ② 訓練会場内に防災行政無線の電波が届かなかったため、防災行政無線のアンテナを屋外に設置する必要がある。 ③ 広域防災拠点には大型車両で物資が搬入される場合があるため、広域防災拠点の周辺道路の状況及び大型車両の進入の可否等を事前に調査しておく必要がある。 ④ 救援物資管理システムへの入力や帳票出力などに時間がかかり、搬入・搬出作業に遅れが生じたため、システムの操作について習熟する必要がある。 <p>県では、今後、アンケート結果をマニュアル等の作成のための検討材料として活用したいとしている。</p>
広島県	<p>○ 県では、平成 24 年度に大規模災害を想定した救援物資調達・配送訓練を実施し、この訓練において、トラック協会の協力を得て、都道府県の防災拠点施設から市の物資輸送拠点施設までの間を救援物資を搬送する実動訓練を実施するとともに、トラック協会との協定に基づき派遣される物流専門家を物資輸送拠点等に配置し、実際の物資の荷受け、仕分け、搬入、配送等のシミュレーションを実施している。</p> <p>県では、訓練後、物流専門家の指摘により、床の耐加重が不足している、フォークリフトが入れないといった市町の物資輸送拠点施設の問題点が判明したとしており、今後、市町が選定している物資輸送拠点施設について、トラック協会と一緒に現地確認を行い、改善すべき点等がないかチェックを行う予定としている。</p>
愛媛県	<p>○ 県は、平成 23 年度の総合防災訓練において、訓練会場グラウンド内に物資拠点として大型エアータントを設置し、協定締結事業者等の参加を得て、物資拠点の設営・運営、救援物資の搬入、仕分け、搬送等を行う救援物資供給訓練を実施している。</p> <p>県では、参加機関へのアンケート及び参加機関合同の反省会を実施し、訓練実施後の検証を行っているが、屋外におけるエアータントの設営による物資拠点の設置については、風雨による影響が大きいため長期的な運営にはなじまないとの検証結果に基づき、平成 24 年度は物資拠点として民間倉庫を活用した訓練を実施したところ、民間の施設やノウハウを活用し円滑に訓練を実施できたとして、今後も同様の訓練を実施することとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (4) - ア - ⑱ 実地調査した 29 都道府県及び 168 市町において東日本大震災の教訓を踏まえた訓練を実施している例

地方公共団体名	内 容
東京都	<p>○ 都では、避難所に物資が行き届かなかったとする東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 23 年度の総合防災訓練の中で、これまでの物資集積拠点から訓練会場への輸送を中心に行っていた訓練を改め、被災地の物資集積拠点から各避難所への輸送にスポットを当てた緊急支援物資訓練を行っている。</p> <p>当該訓練は、地方公共団体、防災機関等関係機関のほか、住民、ボランティアが参加し、物資集積拠点に見立てた訓練会場において、複数地点から輸送された支援物資を地方公共団体の職員とボランティアが避難所ごとに仕分けた後、各避難所へ輸送する内容となっており、各避難所から要請される物資の品目、数量について事前に内容を伏せられたブライント班と事前に要請の内容を明かしたシナリオ班に分かれて訓練を実施している。</p>

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (4) - ア - ⑳ 実地調査した 29 都道府県及び 168 市町における災害時の物資の調達、集積及び輸送に関する国への主な意見・要望

類 型	内 容
役割分担の明確化	○ 大規模災害が発生した場合、被災地方公共団体は様々な災害対応をとる必要があるため、国が主導して、国、都道府県及び市町村の役割分担を明確化し、被災地方公共団体に代わって物資の調達等がカバーできる体制を構築してほしい。
	○ 集積拠点の整備については、市町村単位で行うよりも、広域的に行う方が効率的・効果的であり、国において、災害発生時に備えた物流体制について整理した上で、ガイドラインを作成し、地方公共団体の役割を示してほしい。
	○ 災害時における物資の調達、集積及び輸送に係る国、都道府県及び市町村の役割分担が明確となっていない。国は、国、都道府県及び市町村の役割分担等を分かりやすくまとめたスキーム等を提示してほしい。
広域的な物資の調達、集積、輸送体制の構築	○ 物資の集積・輸送活動は、原則的に、市町村及び都道府県を中心に対応することは承知しているが、大規模かつ広域な災害が発生した場合には、被災地だけでの対応は困難となる可能性があるため、国が中心となった広域支援の在り方について検討してほしい。
	○ 災害時のロジスティクスについては、市だけで対応できることは少なく、広域的に対応していく必要があると考える。このため、都道府県や国との間で、広域的な対応についての連携や調整を図ってほしい。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (4) - ア - ㉑ 実地調査した 29 都道府県及び 168 市町におけるプッシュ型支援のスキームの明示を求める国への主な意見・要望

類 型	内 容
プッシュ型支援のスキームの明示	○ 国がプッシュ型支援に当たって、物資を都道府県の広域集積拠点に運ぶのか、市町村の集積拠点に運ぶのか明確にしてほしい。プッシュ型はスピードが大事なので、直接市町に運ぶ方がよいと考えるが、この場合も、市町村へ周知する必要があるため、国の支援の考え方を示してほしい。

類 型	内 容
	○ プッシュ型支援の受入れに当たっては、市町村において物資集積所の開設場所を検討する必要があり、国から被災市町村に救援物資を送る場合の輸送手段や方法を具体的に示してほしい。
	○ プッシュ型支援については、国や都道府県がどのような支援をするのかが決まっておらず、市町村においてもどのように対応したらよいか不明であるため、国、都道府県及び市町村の役割分担等プッシュ型支援のスキームを明確化してほしい。
	○ プッシュ型支援は、発災直後において有効であるとされているが、被災地方公共団体の受入体制が整わない場合、倉庫始め物資拠点が混乱することが想定され、この混乱に対する対応方策について、どのように考えているのか教示してほしい。
	○ 基幹となる食糧については、事前に、国がプッシュ型支援で輸送することを決めてもらえれば、市は、他の物資の確保に専念できることから、プッシュ型支援により国から輸送する物品を事前に提示してほしい。
	○ プッシュ型支援は必要性のある仕組みだが、送られてくる物資の品目・量をどのように決めるのか、集積所まで持ってくるのか、仕分け、荷さばきまでしてくれるのかなど不明な点が多く、事前にスキームを明確にしてほしい。
	○ プッシュ型支援が実施される場合の条件を明示してほしい。また、プッシュ型支援を受け入れるために、市では事前にどのような整備をしておくべきか示してほしい。
	○ 災害発生時に、プッシュ型支援により、国からどの程度の支援が受けられるか分からず、このため、町が確保する物資の必要量が判断できないことから、国における災害発生時の物資の供給方針について示してほしい。

(注) 当省の調査結果による。